5 審議の概要

別添のとおり

					一儿			<u> </u>	日 定例教育委員会 会	二一			
	開催日	3時及	び場別	斤 									
	• <u>7</u>	F成 2	7年1	115	∄2∠	1 日	(火)	午前 1	0時2分 ~ 午前1	1時7分			
	• 孝	数育委	員会室	É									
-	出席者												
-	教育	等長 	松	JI	禮	子		-	事務局職員				
	委	員	稲	本		正			副教育長	尾	形	哲	也
	委	員	土	屋		嶢	i		義務教育総括監	水	JII	和	彦
	委	員	月	村	時	子			総合教育センター長兼教育研修訓	#長 丹	羽	俊	文
	委	員	野	原	E	美			教育総務課長	玉	島	英	樹
	(系	集口祐	子委員	量は が	 尺席)				教育総務課教育主管	 折	戸	敏	仁
									教育財務課長	松	原	正	<u>隆</u>
									教職員課長	高	木	俊	明
									教職員課福利厚生室	 長 森	部	圭	
									学校安全課長	服	部	和	也
									学校支援課長	吉	田		梓
									学校支援課教育主管	 古	賀	——— 英	<u> </u>
									学校支援課教育主管	小	栗	英	幸
									特別支援教育課長	出	П	和	宏
									社会教育文化課長	土	井	信	之
									体育健康課教育主管	<u></u> Д	田	真	吾
									·				
	議事 日	 3程等	·										
 す	報第] トること	l 号か こを決	ら報第 定。	 育3 ^月	 寻まっ	 で、	議第1	 号から諄	 養第3号まで及び事務月	 引報告(1)	につ	 >V\7	 : :非公
	会議釒	 录											

会 議 録

報第1号 職員の表彰について(非公開案件)

退職教職員の表彰(1件)を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第2号 教育に関する事務に係る予算に対する意見について

教育総務課 長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、知事から第5回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、専決したので報告し、その承認を求めるものである。今回の補正予算は、2億1,150万円余の増額で、補正後の予算額は1,726億5,922万5,000円、対前年比101.2%となる。

主な内容は、歳出として、岐阜希望が丘特別支援学校施設整備事業費であるが、2ヶ年の事業として進めており、国から平成28年度分の内示があったため、予算化するものである。従って、繰越明許費も計上し、補正予算で増額するが、来年度の予算ということで繰り越す。その他、債務負担行為が4件あり、まず、岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定については、来年度から指定をし直すものである。その他の3件は、複数年の契約を行うために債務負担行為を設定するものである。

教 育 長

報第2号につき、挙手により採決する。

教育長

全員賛成により承認する。

報第3号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

特別支援教育課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、知事から第5回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る議案について意見を求められ、専決したので報告し、その承認を求めるものである。まず、岐阜南部特別支援学校(仮称)管理教室棟建築工事の請負契約の変更について、賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項は、インフレスライド条項というものであり、昨今の労務単価の改定・物価の上昇等に伴い、契約金額を増額するものである。6月に承認いただいた岐阜希望が丘特別支援学校の第1期建築工事の請負契約の変更と同じ理由である。契約金額は8億7,300万円余に対して、2,500万円弱の増額を求めるものである。同じく高等部・体育館棟建築工事の請負契約の変更について、契約金額12億5,000万円余に対して、2,500万円弱の増額を求めるものである。

社会教育文化課長

岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定について、現管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、平成28年4月1日から5年間を期間とする指定管理者の指定を行うものである。対象施設は瑞浪市にある岐阜県先端科学技術体験センター、通称サイエンスワールドである。施設の特徴としては、入館料が無料であり、来館者が実際に実験や科学工作を体験できることである。指定管理者となる団体は、トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループという2社による共同体である。代表者は、東京都に本社を置くトータルメディア開発研究所であり、凸版印刷のグループ企業である。全国の科学館・博物館の企画設計、千葉市科学館の指定管理等に実績がある。もう1社は、愛知県に本社を置く中電興業株式会社であり、中部電力のグループ企業である。名古屋市のでんきの科学館等、中部電力関連の施設運営に実績がある。指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間である。最後に、選定の経緯であるが、平成27年7月9日から8月11日まで公募を

	<u>↑ 1011</u>
	行ったが、現在の指定管理者のみの応募であった。
土屋委員	指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の指定期間が平成28年4月1日からになっているが、先程審議した12月補正予算の債務負担行為の中で、岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者の指定として7億8,700万円が計上されている。これは12月の予算に計上しなければならないのか。
教育総務課 長	債務負担行為の期間も平成27年度から平成32年度までの6年間である。今回の議会で、今ご説明した指定管理者の指定の議決をしていただくが、その前提として予算の裏付けが必要ということで、今回の指定に合わせて翌年度以降の予算を計上するものである。
土屋委員	それは、12月の補正予算に計上しなければならないものなのか。
教育総務課 長	今回、偶然、同じ団体が指定を受けるが、仮に指定管理者が変わる場合、施設の運営 のための準備期間が必要となるので、通例、12月議会で指定の議決をするというやり 方をしている。
副教育長	4月1日から新しい指定管理者にいきなり切り変わるわけではないので、通例、3ヶ月程度の引継ぎ期間を設ける。今回の案件については、偶然、同一の管理者のため引継ぎ期間は必要ないが、指定管理者が変わることも念頭に置いて一連の段取りを進めるので、結果として変わらなかったということである。
土屋委員	補正予算とすることで重なる部分が出てくるのではないか。
副教育長	現行の指定管理者については、3月31日までの予算は措置してある。
土屋委員	12月に計上しなくても、4月からの当初予算で計上すればよいのではないか。
副教育長	予算自体は4月1日からであるが、引継ぎのための期間を見込み、今年度中に新しい 指定管理者に支払う金額はゼロという設定をしておいて、平成28年度からの5年分を 予め見込んで債務負担行為を行う。指定期間は5年間であるが、債務負担行為の期間は 6年間であるのは、そういう事情である。
土屋委員	12月に補正予算を組んでも今年度中に支払われないと解釈してよいのか。
副教育長	新しい指定管理者には支払われない。
土屋委員	そうであれば、当初予算でもよい気がするが。
副教育長	次の議会は3月議会であるが、その時にはすでに引継ぎ期間に入っている。契約の裏付けがないまま引継ぎを行うことはできないため、契約行為と債務負担行為、予算の裏付けを同時に12月に行うことにより、形上の整合性を取っている。
土屋委員	他にもそういったことは多いのではないか。例えば給与とか。
副教育長	給与は単年度であるので、複数年度にわたるとか引継ぎがあるといった場合には、今 回のようなことになる。
土屋委員	指定管理者が変わらなければ予算措置しなくても済んだということか。
副教育長	そういったこともあり得なくはない。しかし、必ずしも指定管理者が変わらないとは

限らないため、変わるという前提でもってロードマップを作る。今回は、他の指定管理 者指定の議案が十数件ある。それらの足並みも揃えてすべて12月議会に議案を上程す るので、他との並びという要素もある。

稲本委員 指定管理者が変わる場合、引継ぎ費用として12月補正で計上することはあるのか。

副教育長

4月1日からの指定管理者に対して、旧年度中に費用を支払うことはあり得ない。 従って、引継ぎ費用として新しい指定管理者に支払うということはない。

稲本委員 そうすると、どちらにしてもゼロ債務である。なぜ予算を計上する必要があるのか。

教 育 総 務 課 長

予算というと、歳出予算を発想されているかもしれないが、予算にも種類がある。予算は単年度が原則であり、その年度で仕事が終わるものについては、歳出予算だけで完結するが、債務負担行為予算は、翌年度以降に債務を負う予算を明らかにするものである。今回、平成28年度から5年間の指定管理をお願いするということで債務負担行為予算をとっており、今年度の歳出予算はゼロということになる。今回挙げた債務負担行為の中に、給食業務委託とスクールバス運行委託がある。これらは4年間でとっているが、実質は3年間の委託である。12月補正予算で債務負担行為予算を挙げることにより、一般競争入札等の時間をとることができる。

稲本委員

トータルメディアと中部興業サイエンスワールドの運営グループは、過去も調子がよかったから今回も指定されるのか。

社会教育文化課長

公募で応募があったのはこの団体だけであったが、それだけで決めたわけではなく、審査基準に沿って内容を確認した結果、条件をクリアしていると判断したため、この団体に決めた。実績としても、入館者数が右肩上がりとなっているので、その点は評価できる。

教 育 長

報第3号につき、挙手により採決する。

教育長

全員賛成により承認する。

議第1号 職員の表彰について(非公開案件)

退職教職員の表彰(1件)について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第2号 分限免職処分取消等請求事件に係る訴訟事務の委任について(非公開案件)

分限免職処分取消等請求事件に係る訴訟事務の委任について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第3号 岐阜県文化財保護審議会委員の任命について(非公開案件)

岐阜県文化財保護審議会委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

事務局報告

(1) 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会(第14, 15回)の議事概要について (非公開案件)

第14,15回の「岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会」の議事概要について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

- (2) 平成27年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について
- (3) 平成27年第4回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について

教育総務課 長

平成27年第4回岐阜県議会定例会における審議結果についてご報告する。教育委員会関係の議案は、議第107号の補正予算、議第125号のスクールバスの取得についての2件であり、10月5日の教育警察委員会での審議を経て、10月8日本会議で原案どおり可決された。また、一般質問については、5人の議員から16項目の質問をいただき、答弁した。教育警察委員会の概要についても記載しているので、ご覧いただきたい。

(4) 岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会(第4回)の議事概要について

教職員課長

第3回、第4回の委員会は、不祥事を生まない職場環境づくりをテーマにご審議いただいた。今回お示ししているのは、11月4日に開催した第4回の委員会の資料である。委員からの要望があり、学校現場から教頭を含む小・中・高校、特別支援学校から4人の方々に出席いただいた。現場の実態に基づいた生の意見を伺いながら、教職員の勤務の実態とその適正化について意見交流を行った。その資料として、岐阜県教員の勤務実態を示した資料や教員の日々の仕事の具体例を2週間程調査した資料、岐阜県教員の意識やメンタルへルスの状況について調査した資料をお示しした。

教員の勤務実態について、小学校の教頭から、「勤務校の調査によると勤務が多忙と感じている教員が全体の4分の3に上る。クラスの状況が疲労感に与える影響は大きい。特定の教員に仕事が偏る傾向が見受けられ、その点を補いたい。」といった発言があった。また、30代男性の中学校教員からは、「本校では、時間外勤務は1日5時間以上というのが普通であるように思う。子どもたちのためにとの強い思いから仕事をしっかりとやりきりたいと考える同僚が多く、こうした職員間の人間関係のよさで忙しさをカバーしている。」といった発言、50代学年主任の高校教員からは、「高校には様々な校種がある。このため、進学校や実業高校など、それぞれの校種によって勤務時間が長くなる要因やストレスを生じる要因は異なる」といった発言があった。さらに、20代女性の特別支援学校教員からは、「本校では毎週水曜日を「早く帰る日」としている。そうした日を設けることによって、仕事に計画的に取り組めるし、また、心身のリフレッシュにもなっている。」といった発言があった。

これに対して、委員からは、「一般企業であれば労働基準監督署等から指導の入るところかもしれない。それでは、どのように軽減を図るとよいかということだが、例えば、業務内容の一部をアウトソーシングすることにより、プロフェッショナルとして本来求められる業務に費やす時間を確保することに成功した会社や医療機関の例がある。」といったご意見や、「真面目な人ほど「あの人も頑張っているのだから私も頑張らなくては」との思いに駆られやすい。その性向が鬱病につながることもある。特に、比較的長く忙しい状態が続いているとき、先が見えているかどうかは大切な点である。」といったご意見があった。

こうしたご意見に対して、現場の教員からは、負担軽減のための方策として、「中学校の部活動については、既に地域に委ねられている場合があり、アウトソーシングの対象として考えることができるかもしれない。」「負担軽減のために非常勤講師が配置されることがある。それはそれで助かるが、常勤の教員でないと対応しきれない場合がある。」といった発言があった。まとめとして、「会議中、出席された先生方から「頑張る」という言葉がたくさん出てきた。頑張ることが前提となっていること、あるいは、相当頑張らなくてはならないことが常態化していること、そのこと自体が異常な状態であろう。このことを自覚しないと多忙化解消に向けた改革などできないものと思われる。」といったご意見があった。

今後、第1回から第4回までにいただいたご意見をもとに、事務局内で立ち上げたワー

キング・グループにおいて、不祥事根絶の施策や不祥事を生まない職場環境づくりの方 策を検討する。その施策の方向性について、12月の第5回委員会においてご意見をい ただく予定である。

- (5) 岐阜県における全国レベルの表彰について
- (6) 平成27年度教育委員行事予定について

教育総務課 長

全国レベルの表彰については、スポーツ部門の9月分、10月分について取りまとめている。

行事予定については、11月27日の飛騨地区生徒指導連携強化委員会と、来月の定例教育委員会の時間が変更となっているのでご確認いただきたい。また、11月30日に予定していた総合教育会議、関高校・大垣桜高校のスクールミーティングは改めて日程調整することとなったので、1~3月の定例教育委員会の日程と併せて調整の上、決まり次第、ご連絡させていただく。

閉会

午前11時7分、閉会を宣言する。